

一般事業主行動計画

株式会社ギガスは、「次世代育成支援推進法」に基づき、従業員が仕事と子育ての両立をしながら、その能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、次の事業主行動計画を策定します。

1.計画期間

令和3年 4月 1日～令和6年 3月 31日までの3年間

2.内 容

- 【目標1】 所定外労働削減のための措置を実施する。
- 【対 策】 社内メール・イントラネットを活用し、定期的に所定外労働削減について案内及び啓発を行う。また所定外労働の状況を定期的に把握し、発生要因を確認し、対策を講じる。
- 【目標2】 子育てに関する既存の支援制度を希望者が利用できる環境づくりに取り組み、計画期間内の育児休業等取得につき以下の水準を維持する。
- ・配偶者出産休暇の取得率 : 60%以上
 - ・男性社員の育児休業取得者 : 5名以上
 - ・女性社員の育児休業取得率 : 90%以上
- 【対 策】 社内イントラネット・管理者研修を活用し制度の周知を図るとともに、その取得状況を把握し、制度の案内・周知方法の改善を講じ利用促進につなげる。
- 【目標3】 働き方の見直しに資する労働条件の整備。
- 【対 策】 職住近接による通勤負担等の軽減をはかる為、サテライトオフィスの設置や自宅でのテレワーク等を実施する。